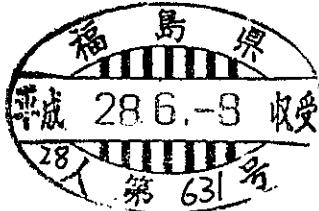


28行推第1号
平成28年6月8日

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 横道 清孝



行財政運営の推進に関する助言等について

このたび、県から提示された「復興・再生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・再生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化など積極的な取組を進めており、概ね適当であると評価できます。

なお、復興・再生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

また、国においては復興・創生期間という新たな枠組みの下で、復興・再生に取り組むこととしており、県においても平成24年10月に策定した「復興・再生に向けた行財政運営方針」の趣旨を踏まえ、引き続き復興・再生に向けた行財政運営に取り組む必要があると考えます。

記

- 1 復興・創生期間においては、引き続き、復興公営住宅などの整備を迅速かつ着実に進めるとともに、イノベーション・コスト構想等の新たな事業の推進にあたっては、産業の再生と雇用の創出につなげるなどの確実な取組が求められる。
- 2 原子力災害からの復興・再生については、国や市町村等と連携して、モニタリングや中間貯蔵施設関連の課題等に、広域自治体として、引き続き、しっかりと対応していくことが求められる。
- 3 復興・再生を着実に推進していくため、復興・創生期間の新しい枠組みにおいても、必要な財政措置を引き続き国に強く働き掛け、十分な予算を確保していくことが求められる。

- 4 原子力発電所事故に伴う風評の払拭及び風化の防止に向けて、福島県の魅力や安全・安心に関する情報等について、引き続き、県内はもとより国内外に分かりやすく、積極的に情報発信していくことが求められる。
- 5 復興・再生業務を適切に執行するため、引き続き必要な人員の確保や人材の育成と活用に取り組むとともに、メンタルケアを含めた職員の健康管理にも十分留意していくことが求められる。
- 6 復興・再生に向けた行財政運営方針については、平成29年度中に対象期限となる5年を迎えるが、その取扱いに当たっては、各委員の意見を踏まえながら、これまでの取組を総括し、見直し等の検討を進めていくことが求められる。